

知国運発第 5 号

令和 7 年 2 月 6 日

知多市長 宮 島 壽 男 様

知多市国民健康保険運営協議会

会長 渡 辺 正 敏

知多市国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の
改定について（答申）

令和 7 年 1 月 2 0 日付け知保発第 3 6 8 号で諮問のありました知多市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知多市条例第 5 1 号）に規定する国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得については、原案のとおり了承します。

税率については、被保険者に対し十分な周知を行うとともに、国民健康保険事業の健全運営に努められることを要望します。

また、課税限度額に関わる法改正の主旨は、被保険者間の保険税負担の格差是正及び公平を図るものとされ、軽減判定所得の引き上げは、低所得者の保険税の負担軽減の拡大を図るものです。

よって、法の施行日から遅れることなく課税限度額及び軽減判定所得の改定を行うことを要望します。